

受理	令和3年陳情第2号	陳情者	愛媛県喜多郡内子町只海乙 343-2 愛媛県生活と健康を守る会連合会 代表者 武内 勝利
	令和3年6月3日		
件名	加齢性難聴者のための補聴器購入費助成制度の実施を求める陳情		愛媛県四国中央市川之江町 1369-2 全日本年金者組合 宇摩支部長 吉田 幸重
陳 情 の 要 旨			
<p>[陳情趣旨]</p> <p>高齢になると、加齢による難聴によって、日常生活が不便になり、コミュニケーションも困難になる方が増えてきます。70歳を超えるとその約半数が難聴という推計もあり、日常生活で補聴器を必要とする方が増えてきます。</p> <p>最近では加齢性難聴が鬱病や認知症の危険因子になることも指摘されています。聞こえが悪くなると人とのコミュニケーションが減少し、会話が困難になることで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳機能の低下につながり、鬱病や認知症の一因になるのではないかと考えられています。</p> <p>また補聴器の使用が高齢者の社会参加や再就職に結びつき、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防だけでなく健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながるものと考えられます。</p> <p>日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないものの、補聴器の使用率は欧米諸国と比べ格段に低く、日本での遅れは歴然としています。その原因として、日本での補聴器購入は片耳当たりおよそ5万円～50万円と高価なことと、保険適用でないため全額自己負担となっているからです。身体障害者福祉法第4条に規定する高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担ですが、補聴器利用者の約9割は自費で購入していることから特に低所得高齢者に対する配慮が求められます。</p> <p>以上のことから補聴器購入費の助成制度を創設していただけるように陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <p>1. 国に対して、加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度を創設するよう意見書を上げてください。</p>			
結 果			